

貯金口座の不正利用防止等に関する対応について

● 架空名義口座の強制解約（※1）

身代金を目的とした誘拐事件をはじめとする様々な犯罪での不正利用を防止する観点から、本人名義以外の名義による貯金口座(いわゆる「架空名義口座」)等であることが明らかになった場合には、当該貯金口座を解約させていただく場合がございます。

● 不活動口座の利用停止等（※1）

一定の期間ご利用の無い貯金口座(いわゆる「不活動口座」：当組合からの利子の支払に係るものや未利用口座管理手数料に係るもの以外の入出金のない口座)につきましては、不正に譲渡されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため「不活動口座」につきましては、貯金取引を停止させていただく場合がございます。この場合には、当該口座への預け入れ・払い戻しのほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなりますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳がございましたら、最終取引の時期をご確認ください。

なお、貯金取引を停止させていただいた貯金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳およびご本人様であることを確認できる資料をご持参のうえ、窓口へお越しの上、係にお申し出ください。

● キャッシュカードの利用停止（※2）

貯金口座を利用した犯罪には、ATM等でカードが利用されるケースが多く見受けられます。このため、一定期間お客様ご本人によるご利用がない貯金口座につきましては、ATMでのキャッシュカード等のご利用を停止させていただく場合がございます。

改めてキャッシュカード等のご利用を希望される場合には、当組合の窓口でキャッシュカードおよびご本人さまであることを確認できる資料をご提示ください。

* なお、J Aカードローンお取引におけるローンカードのATMでのご利用に関しましては、当組合カードローン取引店舗にお尋ねください。お取引の払戻しには未利用口座管理手数料等の引き落としも含まれます。

《普通貯金および貯蓄貯金等（※1）のご利用の停止等にかかわる期間等について》

貯金取引のご利用が一部制限される場合

- ・ 最終のお預け入れまたは払い戻しから3年間利息決算以外の入出金がない残高1,000円未満の貯金口座は、払戻し等のこの規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

貯金取引のご利用が停止される場合

- ・ 最終のお預け入れまたは払い戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高1,000円未満の貯金口座
- ・ 最終のお預け入れまたは払い戻しから10年間利息決算以外の入出金がない貯金口座(残高にかかわらず)

貯金口座が解約となる場合

- ・ 最終のお預け入れまたは払い戻しから10年間利息決算以外の入出金がない貯金口座(残高にかかわらず)

キャッシュカードのご利用が停止される場合

- ・ 最終のお預け入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない残高1,000円未満の貯金口座

● その他

普通貯金（総合口座を含む）や貯蓄貯金口座にかかる「未利用口座管理手数料」および未利用口座管理手数料に関連する「口座の解約」については別途定めておりますのでそちらをご参照ください。

※ 1_対象となる貯金規定は以下のとおりです。

普通貯金規定	第 14 条第 2 項、4 項
総合口座取引規定	第 16 条第 3 項、5 項
営農貯金規定	第 14 条第 2 項、4 項
子供貯金	第 9 条第 2 項、3 項
普通貯金無利息型（決済用）規定	第 14 条第 2 項、4 項
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	第 16 条第 3 項、5 項
新貯蓄貯金規定	第 15 条第 2 項、4 項
納税準備貯金規定	第 14 条第 2 項、4 項
出資予約貯金規定	第 12 条第 2 項、4 号

※ 2_関係する規定は、上記規定の他、以下のとおりです。

カード規定	第 15 条第 3 項
I C カード規定	第 15 条第 3 項
法人用 I C キャッシュカード規定	第 15 条第 3 項

下線部分は、2021 年 10 月 1 日に未利用口座管理手数料にかかる貯金規定の変更に伴って追加する。

以上